

スマート農業導入支援事業補助金Q&A

質問	回答
<p>Q1：「農業新技術 製品・サービス集」には掲載されていないが、一般的にスマート農業機器と言われているものを導入することは可能か。</p>	<p>本事業は、単なる機械導入支援ではなく、ロボット、AI、IoTなどの先端技術の活用により農作業の省力化や生産性の向上を図るための農業機器の導入により、農業経営における課題の解決に取り組む市内の農業者を支援することを目的としていることから、スマート農業機器の定義を市で判断せず、農林水産省が定める「農業新技術 製品・サービス集」掲載の機器を対象としたところであります。</p> <p>なお、「農業新技術 製品・サービス集」への（追加）掲載については、導入希望のメーカーから農林水産省へ依頼していただくようご提案願います。</p>
<p>Q2：購入場所を斡旋してほしい。</p>	<p>直接メーカーへお問い合わせ願います。</p>
<p>Q3：2社以上の見積書を求められているが、取扱店が1社しかない。</p>	<p>取扱店が1社の場合は1社の見積書で可能ですが、市でもメーカーへ確認することがあります。</p>
<p>Q4：「農業新技術 製品・サービス集」とは。</p>	<p>農林水産省のHPで公開している冊子のようなものです。WEBで閲覧できます。</p>
<p>Q5：「農業新技術 製品・サービス集」を送ってほしい。</p>	<p>本事業の目的の性質上、WEB閲覧以外の方法は用意しておりません。</p>
<p>Q6：設置費用は対象経費となるか。</p>	<p>原則、補助対象外となります。</p>
<p>Q7：機器の付属品等は対象経費となるか。</p>	<p>個別に判断することになりますが、機器を稼働させるために直接必要となる経費（機器と一括購入する場合に限る）は対象に含まれます。</p> <p>但し、「機器を稼働させるために直接必要な経費」であっても、汎用性の高いもの（PCやタブレット端末など）や、過剰なオプションと判断されるものは対象外となります。</p>
<p>Q8：メーカーから「納期が遅れる」と言われた。どうすればよいか。</p>	<p>機器単体であれば、年度内（3/31まで）に納品の確認ができれば事業完了となりますが、それが難しい場合は、補助の対象外となってしまいます。</p>

<p>Q9：アプリやクラウド等を導入した場合は、どのように事業完了を確認するのか。</p>	<p>個別に判断することになりますが、一般論としては、稼働（操作）しているところを目視で確認することになると思います。</p> <p>なお、年度内（3/31まで）に確認できない場合は、補助の対象外となってしまいます。</p>
<p>Q10：ドローン導入時のライセンス取得費は補助対象経費となるのか。</p>	<p>ライセンス取得費等の資格取得費は補助対象外の経費となります。</p> <p>（※R5年度までは実証事業であったため対象としていました）</p>
<p>Q11：ドローンの予備バッテリーは補助対象経費となるのか。</p>	<p>経営面積や作業時間、作業期間等を総合的に勘案して判断します。申請時に「バッテリー理由書（任意様式）」を添付してください。</p>
<p>Q12：複数台申請することは可能か。</p>	<p>可能です。ただし上限は100万円となります。</p>
<p>Q13：確定申告をしていない。添付資料を準備できない。</p>	<p>どのように経営を行っているのか、客観的に確認できる資料を提示いただける経営体を優先的に採択しています。別途、客観的に確認できる資料をご提出ください。</p>
<p>Q14：販売額の向上目標等の添付資料は、出荷伝票等でも構わないか。</p>	<p>計画書だけでなく、補助金交付後の目標達成状況報告書でも同様の添付資料を求めています。今年度も含めて3年後まで、同じ資料を遺漏なく提出できるなら問題ありませんが、伝票等の場合、報告手続きが煩雑となる恐れがあります。今年から（白色申告で構わないので）確定申告を始めていただけるなら、まず計画書は、伝票等の添付でも構いません。</p>